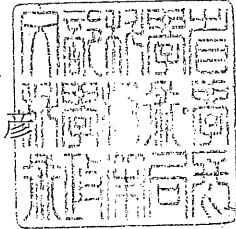


18文科科第407号
平成18年8月31日

民法第34条の規定により設立された法人のうち
文部科学省が所管する学術団体の代表者 殿

文部科学省科学技術・学術政策局長
小田 公彦



(印影印刷)

研究活動の不正行為への対応について (通知)

昨今、我が国では、研究活動において、データの捏造等の不正行為が相次いで指摘されるようになってきています。科学研究における不正行為は、真実の探求を積み重ね、新たな知を創造していく営みである科学の本質に反するものであると同時に、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであり、本来あってはならないものです。

また、厳しい財政事情にも関わらず、未来への先行投資として、国費による研究費支援の増加が図られている中にあるには、貴重な国費を効果的に活用する意味でも、研究活動の公正性の確保がより一層強く求められています。

これらの状況の下、科学技術・学術審議会では、研究活動の不正行為に関する特別委員会を設置し、本年3月以降、不正行為が起こる背景を考えつつ、国費による競争的資金を活用した研究活動における不正行為への対応についての検討が進められてきました。

このたび、これに対応するため、資金配分機関や大学等をはじめとする研究機関が構築すべきシステムやルールに関するガイドラインが、別添報告書のとおり取りまとめられましたので送付いたします。(本報告書は、文部科学省のホームページにも掲載しています。)

各法人におかれましては、本ガイドラインについて、広く関係者にご周知いただくとともに、特に下記の事項にご配慮いただきますようお願いいたします。

記

- 1 研究者倫理に関する教育や啓発など研究者倫理の向上のための取組
- 2 不正行為の告発等に係る研究機関等の調査の実施に際しての連携・協力等
- 3 不正行為の告発等の適切な取扱い

[参考] 文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/index.htm

<本件お問合せ先>

文部科学省 科学技術・学術政策局

政策課 電話 03-6734-4007
FAX 03-6734-4008

基盤政策課 電話 03-6734-4021
FAX 03-6734-4022